



Kaiyo Sailing Trophy

2025年 420クラス サマーオープンレガッタ

~~2025年 470クラス サマーオープンレガッタ~~

2025年 ILCA6クラス サマーオープンレガッタ

~~2025年 スナイプクラス サマーオープンレガッタ~~

日 程 2025年7月26日 (土) - 7月27日 (日)
主 催 愛知県ヨット連盟
協 賛 割烹旅館 三長
開 催 地 愛知県蒲郡市海陽町1-7 豊田自動織機海陽ヨットハーバー

Sailing Instructions as 2025.07.20

略語

- [SP] レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用できる規則を意味する。
これは規則A5.1を変更している。レース委員会は、その規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
- [NP] 艇による抗議の根拠とならないことを意味する。これは規則60.1を変更している。

1. 規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則 2025-2028』(以下「規則」という)に定義された規則を適用する。

2. 選手とのコミュニケーション

- 2.1 競技者への通告は、公式掲示板及び大会webサイトに掲示される。
公式掲示板は競技運営棟（西棟）前の掲示板を使用する。
公式掲示板への掲示、大会webサイトの更新についての情報など、LINEオープンチャット「Kaiyo Sailing Trophy」にて通知される。LINEオープンチャットの登録方法等については、大会webサイトに掲示される。
大会webサイトへの掲示不備、LINEオープンチャットの通知不備については、艇からの救済の根拠とはならない。
これは規則61.1(a)を変更している。
- 2.2 レース・オフィスは、競技運営棟（西棟）事務室に位置する。
- 2.3 [DP] 緊急の場合を除きレース中、艇は音声やデータを送信してはならず、且つ全ての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下、指示という)の変更は、当日の9:00までに掲示する。
ただしレース日程の変更は、発効する前日の17:00までに掲示する。

4. 行動規範

- 4.1 [DP] 競技者および支援者は、組織委員会、レース委員会または施設管理者からの合理的な要求に応じなければならない。

5. 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発せられる信号は、レース・オフィス南側の信号柱に掲揚する。
- 5.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、規則 レース信号「回答旗」の"予告信号は、降下の1分後に発する。"の1分後を、30分以降に置き換える。
- 5.3 音響1声と共に掲揚されるH旗は、「安全上の理由で出艇を禁止する。」を意味する。
艇はH旗が降下されるまでハーバーを離れてはならない。

6. 日程

6.1 各日の日程は以下のとおりとする。

7月26日(土)	10:00 - 10:0	大会受付・登録
	10:40	オープニング・ブリーフィング
	12:00	最初のクラスの予告信号予定時刻 引き続きレースを実施し、各クラス3レースを予定している
7月27日(日)	09:30	ブリーフィング
	10:30	その日の最初のクラスの予告信号予定時刻 引き続きレースを実施し、各クラス3レースを予定している
	16:30(予定)	表彰式

6.2 本大会は、各クラスとも6レースを予定している。

各クラスとも、計画しているレースを全て実施するために、その日までの予定レース数に対して1レースを越えないまで、前倒しで実施する場合がある。

6.3 7月27日(日)は、14:30を越えて予告信号が発せられることはない。

7. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	説明
420	白地に水色の420の形象
ILCA6	緑地に赤字でILCA

8. レース・エリア

添付図Aは、豊田自動織機海陽ヨットハーバー沖合のレース・エリアの位置を示している。

9. コース

9.1 添付図Bは、艇が帆走するコース「L2」を示している。

9.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位、および最初のマークまでの概ねの距離を掲示する。

10. マーク

10.1 マーク1、4sおよび4pは、オレンジ色の円筒形ブイとする。

10.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

10.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にある円筒形ブイとする。

10.4 指示12に規定する新しいマークは赤色円筒形ブイとする。

11. スタート

11.1 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。

レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、レース委員会信号艇にて音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

11.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているボールの間とする。

11.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。

これは規則A5.1およびA5.2を変更している。

11.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.4に抵触した「艇のセール番号」は次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。これは規則30.4を変更している。

11.5 その日の最終レースを除き、前のレースでUFDまたはBFDと記録された艇のセール番号を、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、元のマークまたはフィニッシュ・ラインを新しい位置に移動する。
実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上の「青色旗」を掲揚しているボールとポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

14. タイム・リミット、フィニッシュ・ウィンドウ、ターゲット・タイム

14.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウおよびターゲット・タイムは次の通りとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
420	60分	25分	15分	40分
ILCA6	70分	30分	15分	45分

14.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。

14.3 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。

これは規則35、A5.1およびA5.2を変更している。

14.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則61.1(a)を変更している。

15. ペナルティー方式

15.1 [SP]と記載されたSIの規則違反に対する標準ペナルティーガイドラインは、7月25日(金)17:00までに掲示される。

15.2 標準ペナルティーが課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは規則A10を変更している。

15.3 規則T1に基づく「レース後のペナルティ」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは規則A10を変更している。

16. 審問要求

16.1 審問要求の様式は、レース・オフィスにて入手できる。

抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。

16.2 抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日はこれ以上レースを行わないと信号を発した後、どちらか遅い方から60分とし、その時刻を公式掲示板に掲示される。

これは規則60.3(b)および61.2(b)を変更している。

16.3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締切時刻から30分以内に通告を公式掲示板に掲示する。

審問は審問はレガッタ・オフィス内のヒヤリングエリアにて概ね受付順に始められる。

16.4 規則61.2(b)(2)を以下のとおりに変更する。

レースが予定される最終日におけるプロテスト委員会の判決に基づくものである場合には、判決の掲示から15分以内に。

16.5 規則63.7(b)(2)を以下のとおりに変更する。

要求する当事者がその当日に判決を通告された後15分以内に。

17. 得点

17.1 本大会が成立するためには、3レースを完了することが必要である。

i) 5レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。

ii) 5レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い1つの得点を除外したレース得点の合計とする。

18. 安全規定

18.1 [NP][SP] 出艇申告、帰着申告は署名方式を用いる。

18.2 [NP][SP] 出艇する艇は、9:00から出艇前までにレース・オフィス前に設けられる出艇・帰着申告所にて、必要事項を記入し、出艇申告を行わなければならない。

18.3 [NP][SP] 各艇は、その日の最終レース後の帰着申告締切時刻（抗議締切時刻）までに、出艇・帰着申告所にて、必要事項を記入し、帰着申告を行わなければならない。

18.4 [NP][SP] 出艇しない艇は、出艇・帰着申告所にて、リタイア報告を記入しなければならない。

18.5 [NP][SP] レースからリタイアする艇は、可能ならばレース・エリアを離れる前にレース委員会艇または支援者艇にその旨を伝えなければならない。

リタイアした艇は、帰着後、速やかに出艇・帰着申告所にて、リタイア報告を記入しなければならない。

18.6 「NP」救助を必要とする選手は、片腕を振って知らせなければならない。

レース委員会が救助を必要とすると判断した場合、救助を必要とする競技者の意向に関わらず、艇体放棄を含む強制救助を行う場合がある。

この強制救助は艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則61.1(a)を変更している。

18.7 規則レース信号「H旗の上に回答旗」「H旗の上にN旗」に以下のとおりを追加する。

レース委員会信号艇で「H旗の上に回答旗」または「H旗の上にN旗」が掲揚された場合、全ての艇は速やかに陸上に戻らなければならない。

19. 運営艇

運営艇の標識は、以下のとおりとする。

レース委員会艇	「C」と白字で記された黒色旗
---------	----------------

20. 支援チーム

20.1 [NP][DP] 支援者艇は、出艇前に出着艇申告所に用意された支援者艇出艇申告書に必要事項を記入するとともに、必要書類を提示した上で出艇の許可が与えられる。その際に、傍受専用無線の貸与を受けなければならない。

貸与された無線は、自然劣化を除き、貸与された状態を保全しなければならない。

20.2 [NP][DP] 支援者艇は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期、あるいはレースの中止の信号を発するまで、各コースから概ね100m以上離れなければならない。

20.3 [NP][DP] 指示20.5で定めた救助活動に従事する場合を除き、引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。

20.4 [NP][DP] 支援者艇は、レース委員会、プロテスト委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。

20.5 規則37を以下の様に変更をする。

レース委員会艇が音響1声とともにV旗を掲揚した場合、指示20.1の傍受専用は適用されず、搜索と救助の指示を受けるために無線の発信を許可する。

さらに、支援者艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。

この場合、指示20.3は適用されない。ただし、支援者艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。

20.6 [NP][DP] 支援者艇は、帰着後にレース・オフィスに用意された支援者艇帰着申告書にサインするとともに、傍受専用無線を返却しなければならない。

21. ごみの処分

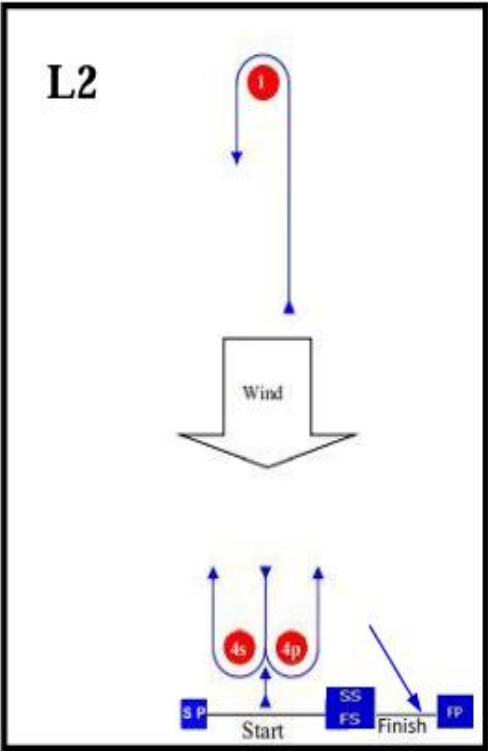
ごみは、支援者艇、レース委員会艇またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

<添付図A>



N 34°47. 520` E 137°15. 080` を中心としたΦ1.4Nmを「レース・エリア」とする。

<添付図B>



L2
Start - Mark1 - 4p/4s - Mark1 - Finish

三谷港潮汐表

7月26日 (土)		7月27日 (日)	
大潮		中潮	
月齢 1.2		月齢 2.2	
日の出 04:56		日の出 04:57	
日の入 18:58		日の入 18:57	
干潮	満潮	干潮	満潮
00:43	06:21	01:19	07:02
91cm	223cm	83cm	221m
12:55	19:38	13:20	20:07
1cm	232cm	12cm	227cm